

自動車運転による死傷事犯類型別事例集（赤色信号殊更無視）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
1	福岡地方裁判所平成27年3月2日	<p>【公訴事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を進行中、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを交差点の停止線手前約152.8mの地点で認め、直ちに制動措置を講じれば停止線手前で停止することができたにもかかわらず、パトカーの追跡を逃れるため、信号表示を殊更は無視し、停止線付近で信号表示に従い停止していた普通乗用自動車2台（A車及びB車）に被告人車両を衝突させた（各自動車の運転手2名負傷）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を進行中、150m余り先に交差点があり、その手前の各通行帯に普通乗用自動車信号待ちのために停止しているのを認めたが、パトカーの追跡から逃れることに気を取られ、ブレーキを適切に操作しなかった過失により、進路前方で信号待ちのために停止していた普通乗用自動車2台（A車及びB車）に被告人車両を衝突させた（各自動車の運転手2名負傷）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更に無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人は、「遅くとも本件交差点手前の停止線の手前約152.8mの地点で、前方の全ての通行帯に車が止まっているのが分かったので、パトカーの追跡を逃れるため対向車線に出てUターンしようと思ったが、中央分離帯があり、対向車線に出ることができなかった。しかし、更に前方の道路中央付近にキャッツアイ（裁判所注：反射板付きの道路鋸を指すと思われる。）があり、そこで中央分離帯が切れているように見えたので、そこまで行ってUターンしようと考え、引き続き最も中央分離帯寄りの通行帯を進行し続けたが、キャッツアイに近付いてみると中央分離帯の切れ目はなかった。その段階で、前に停止しているA車と衝突すると思い、とっさにブレーキを踏んで左にハンドルを切ったところ、B車に衝突し、その反動でA車にも衝突した。」旨述べている。 この供述は、それ自体に際立って不自然・不合理な点は見当たらず、被告人車両の客観的な動きともおおむね整合する。また、被告人は、捜査段階から「対向車線に出てUターンしようと思った。」旨供述していた。 以上からすれば、被告人の公判供述を排斥することはできず、被告人には赤色信号を無視して本件交差点内に進入しようとの意図があったと認定することはできない。</p>	懲役3年 (道路交通法違反、 自動車運転過失傷害 等)

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
2	東京地方裁判所平成27年3月30日	<p>【公訴事実の概要】 普通乗用自動車運転し、交通整理の行われている交差点を進行するに当たり、対面信号が黄色の灯火信号を表示しているのを交差点入口の停止線手前約61.4mの地点に認め、直ちに制動措置を講じれば停止線手前で停止することができたにもかかわらず、加速して進行し、停止線手前約21.5mで赤色表示に変わった信号を殊更無視して時速約63kmで交差点に進入し、対向車線から右折進行してきた普通乗用自動車に被告人車両を衝突させた（2名負傷。うち1名は被告人車両の同乗者）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 普通乗用自動車運転し、交通整理の行われている交差点を時速約53kmで進行するに当たり、対面信号機が黄色の灯火信号を表示しているのを交差点入口の停止線手前約61.4mの地点で認めたのに、停止線手前で停止せず、時速約63kmまで加速して進行した過失により、対向車線から右折進行してきた普通乗用自動車に被告人車両を衝突させた（2名負傷。うち1名は被告人車両の同乗者）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更に無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人は、「対面信号が黄色であることに気付いた地点では、黄色信号のうちに本件交差点を通過できると思い、アクセルを踏んで加速した。」旨述べているところ、被告人が時速約75kmに加速すれば黄色信号のうちに本件交差点を通過できると判断したとしても、必ずしも不自然・不合理とはいき切れない。 被告人は、「黄色信号から赤信号が変わるところを見た地点（交差点手前の停止線の手前22.8mの地点）では、速度は時速75kmくらいだと思っていた。その地点でブレーキを踏んでも本件交差点内では止まれないと思い、ブレーキはかけなかった。」旨述べているところ、時速約75kmで走行中に相手方車両を発見した地点で急制動の措置を講じた場合、停止距離は45.1mであり、被告人車両は本件交差点内で停止できない。 以上からすれば、被告人の供述の信用性は排斥できず、被告人が赤色信号を殊更に無視したものとは認められない。</p>	禁錮1年6月（3年間執行猶予） （自動車運転過失傷害）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
3	千葉地方裁判所平成28年4月15日	<p>【公訴事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点の入口に設けられた横断歩道付近で一時停止後発進して直進するに当たり、対面信号機の信号が赤色の灯火信号を表示しているのを認め、同所で停止状態を保つことができたにもかかわらず、これを殊更に見無視して交差点を時速約20kmで直進し、左方道路から青色の灯火信号に従って進行してきた普通自動二輪車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点の入口に設けられた横断歩道付近で一時停止後発進して直進するに当たり、対面信号機の信号が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま少なくとも時速約5kmで直進した過失により、左方道路から青色の灯火信号に従って進行してきた普通自動二輪車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更に見無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人車両は、本件交差点の停止線を越えた後、対向車線を直進してきた路線バスが本件交差点で右折進行しようとしたため、本件交差点入口に設けられた横断歩道付近で一時停止し、路線バスに進路を譲った後に再発進したところ、被害車両と衝突したものであるが、被告人が再発進時に対面信号機の赤色表示を認識していたことを認める供述は、被告人の検察官調書における供述以外にない。</p> <p>しかし、①本件は過失運転致傷及び道路交通法違反被疑事件として検察庁に送致されたものであり、検察官調書作成前に危険運転致傷罪を念頭に置いた捜査が行われた形跡は全くなく、対面信号機が赤色を表示していることを認識した上で再発進したと認めることの法的な意味合いを被告人が理解することなく検察官調書に署名押印した疑いが残る。②被告人は、検察官調書が作成されるまで赤色表示を認識した上で再発進したとの供述はしておらず、検察官調書における被告人の供述は唐突な印象を否めず、検察官による誘導の影響を考えざるを得ない。③事故直後に、被告人が被害者に対して、「自分の対面信号機が青色を表示しており、ドライブレコーダーを確認すればそのことは分かる」と言うなどしている点は、事故直後から被告人は対面信号機が青色を表示していたものと認識しており、自己に過失がない旨を固く信じていた故の行動と考える方が理解が容易である。</p> <p>以上からすれば、被告人が再発進時に対面信号機が赤色を表示していることを認識した上でこれを殊更に見無視した結果、本件事故が発生したと認めるには合理的な疑いが残る。</p>	懲役1年6月（3年間執行猶予） （過失運転致傷、道路交通法違反）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
4	神戸地方裁判所平成28年7月4日	<p>【公訴事実の概要】 中型貨物自動車を運転し交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、対面信号機が黄色の灯火信号を表示しているのを遅くとも交差点入口の停止線手前約70.8mの地点で認め、間もなく信号機が赤色を表示することを予測したにもかかわらず、信号機の表示が赤色に変わってもこれを無視する意思で、時速約60kmに加速させつつ、進路変更して先行車両を追い越して既に信号機が赤色の灯火信号を表示していた交差点内に進入し、左方道路から進行してきた原動機付自転車に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 中型貨物自動車を運転し交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、対面信号機が黄色の灯火信号を表示しているのを交差点入口の停止線手前60m付近に至るまでには認めたのに、加速して先行車両を追い越し、同車の運転手を見ながら時速約60kmで進行した過失により、信号機が赤色の灯火信号を表示しているにもかかわらず交差点内に進入し、左方道路から進行してきた原動機付自転車に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更に無視した」といえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人は、遅くとも本件停止線手前60m付近に至るまでには本件信号機の黄色表示を見ていたといえるが、被告人が黄色表示を見たタイミングによっては黄色表示の時間内ないし黄色表示終了直後に本件停止線に到達することが可能であったといえ、被告人が、本件停止線を通過する際には本件信号機が赤色を表示していると確実に予測できたとまではいえない。被告人からすれば、本件信号機が赤色表示になるまでに本件停止線を通過できるかもしれないと考えた上、そうなることの方を期待して加速を開始した可能性を否定できない。 被告人が、先行車の運転手に対する苛立ちを募らせていた事情があることに照らすと、先行車の運転手に気を取られたため、本件信号機の表示に対する注意が疎かになってしまったということも十分に考えられ、本件信号機の黄色表示を見た後、約6.4秒以上もの間、本件信号機の表示を一度も見えていないからといって、信号の規制自体に従うつもりがない姿勢を示しているとはいいい切れない。 以上からすれば、被告人が信号の規制自体に従うつもりがないため、その表示を意に介することなく、たとえ赤色信号であったとしてもこれを無視する意思であったと認めるには合理的な疑いが残り、被告人が、赤色信号を殊更に無視したとまではいえない。</p>	禁錮3年 (過失運転致死)

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
5	千葉地方裁判所平成28年11月7日	<p>【公訴事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を時速約65kmで直進するに当たり、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを交差点入口の停止線手前約33mないし39.5mの地点で認めたにもかかわらず、これを殊更は無視し、時速70kmに加速させて交差点に進入し、左方道路から青色の灯火信号に従って進行してきた普通自動二輪車に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を時速約65kmで直進するに当たり、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま進行した過失により、交差点入口手前付近で赤色の灯火信号に気付いたものの、その時点では交差点に進入することを避けられなかったことから、時速70kmに加速させて交差点に進入し、左方道路から青色の灯火信号に従って進行してきた普通自動二輪車に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更は無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人は、交通法規違反（制限速度時速40kmの道路を時速65ないし70kmで走行したり、右折専用レーンを直進したりするなど）を含む相当でない態様の運転をしていたことが認められるが、赤色信号を無視して本件交差点に高速度で進入するという重大な交通違反とはその危険性が格段に異なる。 被告人が早く職場に到着するために急いでいたという事情は認められるが、赤色信号を殊更は無視する強い動機になると認めるのは躊躇せざるを得ない。 被告人が、実況見分の際、赤色信号に気付いた地点を特定した具体的な根拠を説明したとは認められず、指示説明の内容を正確なものとして信用できるとすることについては疑問が残る。 被告人は、本件交差点の直前まで信号機が青色信号であると思って進行しており、交差点の直前になって赤色信号であることに気が付き、急ブレーキを踏んでも交差点の真ん中で止まってしまうと思ったことから、アクセルを踏んで早く交差点を抜けようとした旨述べているところ、この供述が不自然・不合理なものとして断じることができない。 以上からすれば、被告人が、本件停止線手前約33mから約39.5mの地点で信号機が赤色信号であったことを認識していたと認定するには合理的な疑いが残り、赤色信号を殊更は無視したとはいえない。</p>	禁錮3年（5年間執行猶予） （過失運転致死）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
6	福井地方裁判所平成28年11月9日	<p>【公訴事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、対面信号機が黄色信号を表示しているのを交差点の停止線手前約57.3mの地点で認め、直ちに制動措置を講じれば停止線手前で停止できたのに、先を急ぐ余り、殊更に赤色信号を無視して交差点内に進入し、対向車線から赤色信号（青色矢印信号）に従って右折進行してきた普通乗用自動車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、対面信号機が黄色信号を表示しているのを交差点の停止線手前約57.3mの地点で認めたのに、先を急ぐ余り、停止線手前で停止しないで進行した過失により、対向車線から赤色信号（青色矢印信号）に従って右折進行してきた普通乗用自動車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更に無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人は、停止線の手前約57.3mの地点で本件信号機の黄色信号に気付いたものであり、停止線の手前約15.2mの地点で、本件信号機が黄色から赤色（右折矢印）に変わるのを見たものと認めることができる。この時点の被告人車両の速度は、時速約55kmないし60kmであったと考えられるところ、時速55kmの停止距離は28.47m、時速60kmの停止距離は32.75mであるから、被告人が、赤色信号について確定的認識を持った時点では、停止線で停止することができなかった。 被告人は、黄色信号に気付いたときの心境について、停止線を越える頃には本件信号機が赤色に変わったと思ったものの、信号の変わり目なので、交差道路から車が来る前に交差点を通過できると思った旨述べており、これによれば、被告人は、停止線を越えた頃ないし本件交差点の手前で本件信号機が赤色信号になることについて未必的認識を有していたものであり、赤色信号無視となっても仕方ないとの思いで進行したものと認めることができるが、被告人の赤色信号無視に対する意思はなお消極的なものであったというべきであって、被告人が、信号の規制自体に従うつもりがないため、その表示を意に介していなかったなどと評価するのは困難である。 以上からすれば、被告人が赤色信号を殊更に無視したとまでは認めることができない。</p>	禁錮5月（3年間執行猶予） （過失運転致傷）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
7	福岡地方裁判所小倉支部平成28年11月10日	<p>【公訴事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを交差点入口の停止線手前約69.9mの地点で認めたのに、その赤色の灯火信号を殊更に見向きもせず交差点に進入し、交差点出口に設けられた横断歩道上を青色の灯火信号に従って横断していた自転車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、左前方を走行する貨物自動車に気を取られ、対面信号機の信号表示が赤色の灯火信号を表示しているのを看過して交差点に進入した過失により、交差点出口に設けられた横断歩道上を青色の灯火信号に従って横断していた自転車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更に見向きもせず」といえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人車両が本件交差点に進入したのは、本件交差点の対面信号機が赤色信号になってから少なくとも5秒経過した後であったと認められ、また、本件交差点入口の停止線の手前約69.9mの地点から本件交差点に至るまでの間、被告人から本件信号機への見通しに支障はなかったと認められる。さらに、被告人において、貨物自動車が本件交差点手前で停止するために減速している状況を見ることを通じて、本件交差点の対面信号機が赤色信号であることに気付くことも可能かつ容易であったと認められる。</p> <p>もともと、前記各事実は、本件交差点入口の停止線の手前約69.9mの地点で、本件交差点の対面信号機が赤色信号であることに気付くことが可能かつ容易であったことを示すものの、被告人が入院中の親族の面会時間を考えたり音楽をかけたたりして漫然と運転していた旨述べていること等を考慮すると、前記各事実のみでは、被告人が前記地点において現に赤色信号に気付いていたと認めるには足りず、他に被告人が前記地点において本件交差点の対面信号機が赤色信号であることに気付いたと認めるに足りる証拠はない。</p> <p>以上からすれば、被告人が、赤色の灯火信号を殊更に見向きもせずしたとの事実を認めるに足りる証拠はない。</p>	懲役1年6月（3年間執行猶予） （過失運転致傷）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
8	さいたま地方裁判所平成29年3月21日	<p>【公訴事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、対面信号機が赤色の灯火信号を表示していたのに、これを殊更に無視して交差点に進入し、交差点出口に設けられた横断歩道上を青色の灯火信号に従って横断歩行していた被害者に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過して交差点に進入した過失により、交差点出口に設けられた横断歩道上を青色の灯火信号に従って横断歩行していた被害者に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更に無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人が、本件交差点の停止線から約200m手前で本件歩行者用信号機の青色点滅を確認した後、どの時点でどのような信号表示を確認したかは特定できないため、本件交差点の停止線で停止することが十分可能な位置で、本件車両用信号機が赤色表示をしていたことを認識しながらそれを無視したと認定することは困難である。</p> <p>被告人の運転態度は、片手ハンドルで本件自動車を操作し、お札を数えるために頻りに前方から視線を外しつつ、高速度（時速約86km）で相当程度の距離を進行するというものであり、交通法規を軽視するものであるが、本件交差点手前の交差点では信号規制に従って停止しており、少なくとも直前の交差点までは、信号表示を意に介さない態度を取っていたわけではなく、また、飲酒の影響がどの程度あったかは不明であるが、極めて注意力散漫な運転をしていたことがうかがわれることなどからすると、本件交差点を青色信号で通過できると思ったとの弁解を排斥できない。</p> <p>以上からすれば、被告人が赤色信号を殊更に無視したとはいえない。</p>	懲役4年 （過失運転致死、道路交通法違反）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
9	大阪地方裁判所平成29年12月15日	<p>【公訴事実の概要】 大型特種自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを認め、直ちに制動措置を講じれば交差点入口の停止線の手前で停止することができたにもかかわらず、これを殊更は無視して交差点内に進入し、交差点出口に設置された横断歩道に併設された自転車横断帯を青色の灯火信号に従って横断していた自転車に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 大型特種自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、対面信号機の信号表示に留意せず進行した過失により、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過して交差点内に進入し、交差点出口に設置された横断歩道に併設された自転車横断帯を青色の灯火信号に従って横断していた自転車に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更は無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 本件当日、本件交差点の一つ手前の交差点に至るまでの間、対面信号機が赤色を表示していた多くの場合には、これに従って停車していたのであり、赤色信号に変化した時点で交差点の相当手前を走行していた場合には、赤色信号に従っていたこと、本件交差点において特に先を急がなければならなかった事情は証拠上見当たらないことに加え、一つ手前の交差点を通過してから被害者に衝突するまでの間、被告人車両をほとんど加速させていないことなど、他に本件信号機が赤色を表示していると認識しながら本件交差点を通過しようとしたことをうかがわせる事情が証拠上見当たらないことなどからすれば、本件交差点の停止線手前約37mの地点までに、本件信号機が赤色信号を表示していることを認識したという可能性は高いとはいえるが、常識的に考えて間違いないとまでは判断できない。したがって、被告人が赤色信号を殊更は無視したとは認められない。</p>	禁錮2年6月 (過失運転致死)

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
10	名古屋地方裁判所令和元年10月18日	<p>【公訴事実の概要】 普通貨物自動車運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを交差点入口の停止線手前約68.7mの地点で認め、直ちに制動措置を講じれば停止線の手前で停止することができたにもかかわらず、これを殊更は無視して交差点に進出し、左方道路から信号表示に従い交差点に進入してきた普通乗用自動車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 普通貨物自動車運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、携帯電話機の操作に気を取られ、信号表示が赤色の灯火信号を表示していたのを看過して進行した過失により、左方道路から信号表示に従い交差点に進入してきた普通乗用自動車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更は無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人は、捜査段階で、交差点入口の停止線手前約68.7mの地点でギアチェンジをした直後、本件信号機が赤色信号であることを確認したが、早く家に帰りたなどと考えてそのまま交差点に進出した旨自白している。しかし、当該自白は、捜査段階の初期からされたものではないこと、自白の内容は事故前の被告人の運転状況や本件交差点の交差道路の状況等と良く符合するものとはいえないことなどから信用性が高いとまではいえない。 他方、被告人は、公判廷において、①「交差点の手前では携帯電話機の操作をしていたため、前方をきちんと見ておらず、信号機が黄色信号になったことに気付かなかった。」、②「交差点入口の停止線の少し手前で赤色信号であることに初めて気付いた。」旨述べているところ、①については、被告人車両の運転席と助手席の間付近の床から携帯電話機が発見されていることや通話履歴等とも整合するものであり、不自然とはいえず、②については、本件交差点の手前の交差点等では赤色信号に従って走行しており、本件交差点だけ赤色信号を無視して帰宅を急ぐ理由は特に見出しがたいことからすれば、当該公判廷における供述内容を排斥することはできない。 以上からすれば、被告人が交差点の赤色信号を殊更無視したと認定するにはなお合理的な疑いが残る。</p>	懲役1年4月（3年間執行猶予） （過失運転致傷、道路交通法違反）
11-1	大阪地方裁判所令和元年10月3日	<p>【公訴事実の概要】 準中型貨物自動車運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、対面信号機の信号表示が赤色の灯火信号を表示しているのを交差点入口の停止線手前約31.5mの地点で認め、直ちに制動措置を講じれば停止線手前で停止させることができたにもかかわらず、これを殊更は無視し、時速約35ないし38kmで交差点に向かい進行し、交差点入口に設けられた横断歩道上を青色の灯火信号に従って横断進行してきた自転車に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 公訴事実の概要と同旨。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更は無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人は、捜査段階で、「今回の事故は勤務先に戻る途中で発生し、勤務先に戻った後、病院に行く予定だったが、あまり時間がないので早く帰らなければと考え、急ぐ気持ちがあり、本件交差点の停止線まで約31.5mの地点で対面信号機が赤色であることは確認したが、急ぐ気持ちがあったことから、対面信号機と交差道路信号機双方が赤色だろうと決めつけて本件交差点内に入った。」旨自白している。 被告人の取調べを担当した警察官3名の各供述は、相互に矛盾等はなく、被告人の供述経過につき、証拠の収集状況と関連させて説明するなど、その内容は合理的であることなどを考えると、各警察官の供述は信用することができ、したがって、当該自白が録取された調書は、被告人の自発的な供述を録取したものと認められるため、その信用性が認められる。 以上からすれば、被告人は、赤色信号を殊更は無視したと認められる。</p>	懲役5年 （危険運転致死）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
11-2	大阪高等裁判所令和2年7月3日（11-1の控訴審）	<p>【裁判所が認定した事実の概要】 準中型貨物自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、対面信号機の信号表示に留意せず、交差点に向けて進行した過失により、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま交差点に進入し、交差点入口に設けられた横断歩道上を青色の灯火信号に従って横断進行してきた自転車に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更に無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人が赤色信号を殊更に無視したかという点の直接的な証拠は、被告人の捜査段階の自白しかない。 原審は、（被告人の自白調書の）信用性の判断について、被告人の取調べの経過を重点的に検討し、その結果、「被告人調書は被告人の自発的な供述を録取したものと認められるから、被告人調書の信用性も認められる。」と判示しているが、被告人と取調官の言い分の違いにつき、客観的で明確な判断を下すだけの証拠があるのか疑問もあるのに、信用性判断の場面に、供述経過の判断をもって答え、あたかも任意性が認められるから信用性も認められると判断したと受け取られかねない判断をしている。 客観的に認定できる被告人の走行状況という事実関係と自白調書の内容を比較検討すると、自白調書の内容には、重要な部分で不合理又は少なくとも不自然といわなければならない点が存在し、また、自白調書が作成されるに至った経緯を子細に検討しても、その内容的な不合理さや不自然さを解消できるほどの信用性を担保するだけの事情はなく、かえって、被告人の捜査官に対する迎合的な傾向もうかがわれるところであって、自白調書の信用性を肯定して被告人が赤色信号を殊更に無視したと認定した原判決には論理側・経験則に照らして、不合理では認められない誤りがある。 以上からすれば、前記自白調書は信用できず、これに依拠して危険運転致死の事実を認定した原判決は事実認定を誤ったものである。</p>	<p>禁錮3年（5年間執行猶予） （過失運転致死） （11-1を破棄）</p>

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
12-1	名古屋地方裁判所令和元年10月28日	<p>【公訴事実の概要】 普通乗用自動車運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、交差点入口の停止線手前約32.6m付近道路に至るまでの間を先行車両に追従して走行中に、対面信号機が黄色又は赤色の灯火信号であることを認め、先行車両が減速した際、直ちに制動措置を講じれば停止線手前で停止できたにもかかわらず、停止線の約32.6m手前で信号機が赤色の灯火表示に変わった後も、これを殊更に見放し、あえて被告人車両を加速させるとともに先行車両を追い越して時速約60kmないし70kmで交差点内に進入し、青色矢印信号に従い交差点内に対向右折進行してきた普通乗用自動車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 普通乗用自動車運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、時速約60kmないし70kmで進行した過失により、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過して交差点内に進入し、青色矢印信号に従い交差点内に対向右折進行してきた普通乗用自動車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更に見放し」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 信号の変わり際などの赤色信号であることについての未必的な認識が認められるにすぎないような場合などは、自動車運転死傷処罰法第2条第5号（当時）に当たらないと解するのが相当である。 被告人は、先行車両が減速を開始してから被告人車両が停止線手前約32.6mに至るまでの間に、黄色信号を認識したと認めるのが相当である。しかし、被告人が黄色信号を認識した時点を正確に特定することはできず、停止線手前約32.6mに近付いた時点で黄色信号を認識した可能性も否定できないことを踏まえると、被告人が、黄色信号を認識してから本件交差点の停止線手前約17.33mに至るまでのわずかな間に、本件交差点に進入する時点では赤色信号となることを確定的に認識したとは断定できない。以上のとおり、被告人車両の走行態様等の客観的な状況によっては、必ずしも、被告人に赤色信号であることの確定的な認識があったとは断定できない。 また、被告人車両の速度は、停止線手前約32.6mの付近では、時速約37kmであった。その他、被告人車両が、同地点に至るまでに交通規制に反するような走行をしていたことは明らかでない。 被告人車両が、本件交差点を通過できると考えて進行していたが、先行車両が予想に反して減速したため、黄色信号を確認し、そのまま進行すれば赤色信号になるかもしれないが、加速して進行すればなお本件交差点を通過できると軽信して加速し、本件交差点内に進入したと考えても矛盾しない。 したがって、被告人が、信号の規制自体に従うつもりがないため、その表示を意に介することなく、たとえ赤色信号であったとしてもこれを無視する意思で進行したことについても、合理的な疑いが残る。 以上からすれば、被告人が、赤色信号を殊更に見放して本件交差点内に進入したことについては、合理的な疑いが残る。</p>	禁錮6月（2年間執行猶予） （過失運転致傷）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
12-2	名古屋高等裁判所令和2年3月16日（12-1の控訴審）	12-1と同事案（控訴審）。	<p>被告人は、朝の通勤時間帯に、交通頻繁な幹線道路である本件道路を時速60kmないし70kmで走行し、少なくとも本件信号機が黄色信号を表示していることを認識し、自車が交差点に進入する時点で、本件信号機が赤色表示に変わる可能性を認識していた上、信号表示に従って停止しようとしている先行車両を追い越して本件交差点を通過することを決意し、追越しのための進路変更及び側方通過が禁止されている横断歩道の手前の側端から手前に30m以内の地点で、あえて時速約70kmにまで加速しながら車線変更するとともに先行車両を追い越し、先行車両が停止する以上その後続車両が先行車両を追い越して進行してくることはないであろうという周囲の予測に反して交差点内に進入しているのであるから、赤色信号を無視するものの中でも極めて危険な運転行為であることは明らかである。そして、被告人は、そのような危険性を認識しつつ、信号表示を確認しないままあえて上記のような運転行為を行っているのであるから、赤色信号の規制自体に従う意思がないといえるだけの危険性・悪質性の極めて高い運転行為をしたと認められる。</p> <p>原判決は、「信号の変わり際などの赤色信号であることについての未必的な認識が認められるにすぎないような場合などは、自動車運転死傷処罰法第2条第5号に当たらないと解するのが相当」としているが、「未必的な認識」であることのみを理由に本件でその該当性を否定している点で、事実認定の前提を誤ったといわざるを得ない。</p>	名古屋地裁に差戻し（12-1を破棄）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
12-3	名古屋地方裁判所令和3年1月7日（12-2の差戻し審）	<p>【裁判所が認定した事実の概要】</p> <p>普通乗用自動車を運転し、交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、交差点入口の停止線手前約28m付近道路に至るまでの間を先行車両に追従して走行中に交差点の対面信号機の黄色灯火信号を認め、先行車両が減速した際、被告人車両が停止線に至った際の信号機が赤色表示であり、直ちに制動措置を講じれば停止線手前で停止することができたにもかかわらず、停止線の約28m手前で信号機が赤色灯火信号に変わった後も、これを殊更に無視し、あえて被告人車両を加速させるとともに先行車両を追い越して時速約60kmないし70kmで交差点に進入したことにより、青色矢印信号に従い交差点を対向右折進行してきた普通乗用自動車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p>	<p>○主な争点</p> <p>「赤色信号を殊更に無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要</p> <p>本件道路は、見通しの良い直線道路であるから、進路前方に視線を向けさえすれば本件信号機の色は容易に認識できる状況にあった。</p> <p>また、被告人車両の走行態様を見ると、先行車両の減速に伴い、減速した。このように被告人は、先行車両が減速していたことを認識していたのであるから、当然に進路前方に視線を向けていたものといえる。そして、先行車両の減速が本件信号機の黄色又は赤色の信号規制に従ったものであること、黄色表示は3秒間あり、この間進路前方に視線を向けていなかったことは常識的にみて考え難いことなどを踏まえれば、被告人は、少なくとも信号機の黄色表示については認識していたといえる。</p> <p>減速後の走行態様をみると、先行車両の減速に伴い、自車を減速させたにもかかわらず、本件信号機が赤色信号に変わった約1秒後にアクセルを踏み込んで自車を加速させ、進路前方で減速している先行車両の右横をすり抜けるように車線変更をして追越しをかけ、時速約70kmにまで加速して本件交差点に進入したものであり、明らかに走行の継続を意図していたものと認められる。このような運転態様は、運転に集中していなければおよそ困難な運転態様であり、危険性の高い運転行為を意図的に行っているものといえるから、信号の規制自体に従う意思がないといえるだけの危険性・悪質性の高い運転をしたものと認められる。</p> <p>被告人による一連の運転態様に照らして検討すれば、信号の規制に自体に従うつもりがないため、その表示を意に介することなく、たとえ赤色信号であったとしてもこれを無視する意思で進行したものと認められる。</p>	懲役1年2月（3年間執行猶予） （危険運転致傷）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
13	名古屋地方裁判所令和2年6月19日	<p>【公訴事実の概要】 普通乗用自動車運転し、交通整理の行われている丁字路交差点を時速約79.3kmで直進するに当たり、交差点入口の停止線手前約99.1mの地点で対面信号機が黄色表示に変わったのを認め、すぐに赤色表示に変わることを予測したのに、被告人車両を加速させ、停止線の約51.7m手前で信号機が赤色の灯火表示に変化した後も、これを殊更に無視して時速約89.3kmで被告人車両を進行させ、交差点出口付近の横断歩道を横断中の自転車に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 普通乗用自動車運転し、交通整理の行われている丁字路交差点を直進するに当たり、交差点入口の停止線手前約101mの地点を時速約85kmで進行中、対面信号機が黄色表示に変わったのを認めたのに、更に加速した上、停止線手前で停止せず、時速約92kmで進行して交差点に進入した過失により、交差点出口付近の横断歩道を横断中の自転車に被告人車両を衝突させた（1名死亡）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更に無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人が黄色信号に変わるのを見た地点では、停止線通過前に本件信号機が赤色信号に変わることを未必的に認識していたにすぎず、赤信号無視に対する積極的・意欲的な意思を有していたとまでは認められない。また、赤色信号に変わるのを見た停止線手前約51.7mの地点においても、ブレーキ措置を講じても相当程度交差点内に進入してしまうという判断の下で走行を続けたにすぎず、同地点でアクセルを少し緩め、加速自体を止めていることから、同地点以降の走行も赤信号無視に対する積極的な意欲に基づくものであるとまでは認められない。 被告人は、本件信号機の一連の表示の変化を目視で確認しており、不十分ながら信号表示に対応したアクセル操作などの運転操作をしていることから、信号表示に意を払っていたこと自体は認められる。 以上のほか、本件交差点に至るまでに他に赤色信号を無視した事実も認められないことも併せ考慮すると、被告人が赤色信号を殊更に無視したとは認められない。</p>	禁錮2年9月 (過失運転致死)

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
14	千葉地方裁判所令和4年6月27日	<p>【公訴事実の概要】 中型貨物自動車を運転し、交通整理の行われている丁字路交差点を進行するに当たり、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを交差点入口の停止線の手前約18mないし26.5mの地点で認めながら、信号表示を殊更は無視して被告人車両を加速させて交差点に進入し、交差点直進方向出口に設けられた横断歩道上を信号に従い横断しようとする自転車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p> <p>【裁判所が認定した事実の概要】 中型貨物自動車を運転し、交通整理の行われている丁字路交差点を進行するに当たり、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま進行した過失により、交差点直進方向出口に設けられた横断歩道上を信号に従い横断しようとする自転車に被告人車両を衝突させた（1名負傷）。</p>	<p>○主な争点 「赤色信号を殊更は無視」したといえるか否か。</p> <p>○争点についての判断の概要 被告人が、本件交差点入口の停止線から約18mの地点に至るまでに本件信号機の赤色表示に気付いていたと合理的な疑いを超えて認定することはできない。 被告人が停止線に至る直前に赤色表示を認識した可能性が否定できないことから、被告人が赤色表示を認識した際、すぐにブレーキを踏んでも交通の安全を妨害することなく停止することはできないと認識した可能性もまた否定できない。 したがって、被告人が赤色信号を殊更は無視したとはいえない。</p>	禁錮10月（3年間執行猶予） （過失運転致傷）

（注1）法務省刑事局の調査による。

（注2）危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法第2条第7号又は平成25年法律第86号による改正前の刑法第208条の2第2項後段）の訴因が認められず、過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法第5条）又は自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項本文）等の限度で認定された事案のうち、平成26年1月1日から令和5年12月31日までの間に第一審判決が言い渡された事案及びその控訴審判決を抽出したもの。